

令和4年度（2022年度）

熊本市立平成さくら支援学校

入学者選抜要項

熊本市教育委員会

目 次

令和4年度（2022年度） 熊本市立平成さくら支援学校入学者選抜要項

1	目的	1
2	出願資格	1
3	設置する学部、学科、学級及び定員	1
4	通学区域	1
5	入学者選抜の方法	1
6	出願期間	1～2
7	出願手続等	2
8	熊本市外からの出願	2～3
9	出願変更	3
10	調査書の作成・提出	3～4
11	学習検査等	4
12	面接又は面談及び健康診断	4
13	新型コロナウイルス感染症感染者等に対する特別措置	4～6
14	特別な配慮を要する受検者への配慮事項	6
15	海外帰国生徒等の取扱い	6
16	合格者の発表	6
17	二次募集	6～8
18	二次募集の追加	8～9
19	その他	9～10
	参考資料	10
	様式	11～31
	新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施について	32～39

熊本市立平成さくら支援学校入学者選抜要項

1 目 的

この要項は、令和4年度（2022年度）熊本市立平成さくら支援学校入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 出願資格

入学を志願することができる者は、原則として、学校教育法施行令第22条の3に示す程度の知的障がいの有する者であって、次の（1）から（3）までのいずれにも該当するものとする。

（1）次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を令和4年（2022年）3月に卒業見込みの者（卒業した者）

イ 中等教育学校の前期課程を令和4年（2022年）3月に修了見込みの者（修了した者）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

（2）保護者・本人ともに本市に住所を有する者

（3）令和3年度（2021年度）に、平成さくら支援学校の教育相談を受けている者

3 設置する学部、学科、学級及び定員

平成さくら支援学校に設置する学部は高等部、学科は普通科、学級は一般学級とする。
なお、募集定員は、別途定める。

4 通学区域

通学区域は、熊本市立特別支援学校学則に定めるところにより、熊本市全域とする。

5 入学者選抜の方法

（1）入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための学習検査等の結果を資料として、平成さくら支援学校の教育に対する適性等について判定し、平成さくら支援学校長が行う。

（2）入学願、調査書等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

6 出願期間

出願期間は、令和4年（2022年）2月1日（火）から令和4年（2022年）2月4日（金）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。

なお、郵送による場合は、出願者の住所・氏名を記入し、８４円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封のうえ、令和４年（２０２２年）２月４日（金）正午までに必着となるよう投函すること。

７ 出願手続等

- （１）入学願（様式１に準拠して平成さくら支援学校長が定める）、受検票（様式２）、写真票（様式３）、調査書（平成さくら支援学校長が定める様式）に、その他平成さくら支援学校長が必要とする書類を添え、出身学校の校長を経て、出願期間内に平成さくら支援学校長に提出する。

なお、入学願の保護者の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、事情がある場合は記入を要しないものとするが、その場合は、出身学校の校長は、出願時に平成さくら支援学校長に口頭及び文書で連絡をすること。

- （２）入学者選抜手数料は無料とする。
- （３）出願は、１校限りとする。いったん入学願を提出した後は、（４）及び９の「出願変更」の場合を除き、どのような変更（出願期間内に、ある学校への出願を取り消して別の学校へ出願することも含む）も認めない。
- （４）出願取消し（「出願取消し」とは、出願を取り消した後、どの特別支援学校へも出願しない場合をいう）の場合は、令和４年（２０２２年）２月１４日（月）以後に、本人、保護者及び出身学校の校長連署のうえ、文書で平成さくら支援学校長に届け出なければならない。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

８ 熊本市外からの出願

- （１）保護者の転勤等やむを得ない事情によって熊本市外から出願する者は、入学式当日までに保護者・本人ともに確実に市内に転居することとし、居住する都道府県、又は政令指定都市の教育委員会を経て、様式１９により、熊本市教育委員会に令和３年（２０２１年）１２月２８日（火）までに入学志願許可願を提出し、許可を得なければならない。許可後、出願の手続きをすること。

なお、市外から出願する者においても、平成さくら支援学校の教育相談を受けることとするが、来校が困難な場合は、平成さくら支援学校に相談すること。

- （２）保護者の転勤等やむを得ない事情によって６に示す期間に出願できなかった場合には、特例として令和４年（２０２２年）２月１４日（月）から令和４年（２０２２年）２月１８日（金）午後４時まで受け付ける。

なお、この場合、速やかに（１）に記載する入学志願許可願及びやむを得ない事情のため６に示す期間内に出席できなかったことを証明する書類を、居住する都道府県、又は政令指定都市の教育委員会を経て、熊本市教育委員会へ提出すること。

- （３）出願手続き等は、７の（１）に示した必要書類のほかに、「熊本市立平成さくら

支援学校入学志願についての証明書」(様式4)を平成さくら支援学校長に提出すること。ただし、様式4に準じたものであれば、各県等で定めたものを使用してもよい。

9 出願変更

- (1) 出願を変更したい者は、1回に限り変更することができる。
- (2) 変更期間は、令和4年(2022年)2月7日(月)から令和4年(2022年)2月10日(木)までとし、この期間に(3)の出願変更の手続きをすべて完了するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。

なお、郵送による出願変更は受け付けない。

- (3) 出願変更の手続きは、次のとおりとする。

ア 出願変更したい者は、出身学校の校長を経て、出願した特別支援学校長に、「出願変更願(甲)」(様式5又は様式5の2)、「出願変更願(乙)」(様式6又は様式6の2)と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願(乙)」と先に提出した入学願、写真票、調査書を受け取る。「出願変更願(甲)」及び受検票は、出願変更前の学校で保存する)

イ 受け取った「出願変更願(乙)」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票、調査書その他、出願変更先の特別支援学校長が求める書類を添付し、出身学校の校長を経て、出願変更先の特別支援学校長に提出し、受検票の交付を受ける。

ウ 調査書その他、出願変更先の特別支援学校長が求める書類については、出身学校の校長は、出願変更先の特別支援学校に問い合わせ、新たに作成する必要がある場合には、令和4年(2022年)2月14日(月)から令和4年(2022年)2月16日(水)午後4時までに提出しても差し支えない。

10 調査書の作成・提出

- (1) 調査書の作成

出身学校の校長は、調査書(平成さくら支援学校長が定める様式)を作成する。

なお、調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

- (2) 調査書の提出

出身学校の校長は、調査書を前記6で示した「出願期間」に、平成さくら支援学校長に提出しなければならない。

- (3) 令和3年(2021年)3月以前に中学校等(義務教育学校、特別支援学校中部、中等教育学校の前期課程を含む。以下、同じ)を卒業した者(中等教育学校の前期課程の場合は修了した者)については、出願する者が卒業または修了した年度

に、平成さくら支援学校長が定めた調査書の様式に従って作成すること。

なお、平成28年（2016年）3月以前に中学校等を卒業した者（中等教育学校の前期課程の場合は修了した者）については、調査書の提出を要しない。

1.1 学習検査等

（1）学習検査等の内容

学習検査等の内容については、平成さくら支援学校長が定めたものによる。

（2）学習検査等の期日・日程

ア 期日は、令和4年（2022年）2月24日（木）及び同月25日（金）の両日又はそれらのうちいずれか1日とする。

イ 日程については、平成さくら支援学校長が定める。

（3）学習検査等の会場

学習検査等の会場は、平成さくら支援学校とする。

（4）学習検査等の実施

ア 学習検査等の会場責任者は、平成さくら支援学校長とする。

イ 平成さくら支援学校長は、実施要領を定め、当該学校の教職員を指揮して学習検査等を実施する。

（5）その他

出願の手続きをした者が、学習検査等の当日に病気その他やむを得ない事情（新型コロナウイルス感染症感染者等に係る理由を除く）のため欠席し、その理由が出身学校の校長によって証明された者については、平成さくら支援学校長は、この学習検査等に代わる他の適当な措置を講じることができる。

1.2 面接又は面談及び健康診断

（1）平成さくら支援学校長は、必要に応じて学習検査等の当日に受検者本人（保護者同伴も可）に対して面接又は面談（以下「面接等」という）を行うことができる。

実施に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に委員会を設け、方法・質問事項等について十分検討するものとする。

（2）平成さくら支援学校長は、調査書等の健康に関することで、より精密な検査が必要と認める場合には、出身学校の学校医又は公的な医療機関による検査を求めることができる。

1.3 新型コロナウイルス感染症感染者等に対する特別措置

（1）対象

次のア～オのいずれかに該当する者

ア 新型コロナウイルス感染症患者と診断され、学習検査等当日が就業制限の期間内にある者

イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者

ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、学習検査等当日が感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間以内にある者

エ 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者

オ ア～エ以外に、熊本市立の中学校等に在籍する生徒については「令和2年（2020年）8月27日付け教政発第298号「新型コロナウイルス感染症に関する概況を踏まえた対応について（通知）」「令和2年（2020年）11月17日付け教政発第457号「新型コロナウイルス感染リスクレベルの見直しについて（通知）」、熊本市立以外の中学校等に在籍する生徒については「新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準」等に基づき、出身学校で出席停止の期間内にある者

（2） 特別措置の内容

検査日における検査は行わず、出願者の出身学校から提出された調査書等の書類を資料として、平成さくら支援学校の教育に対する適性等について判定し、選抜を行う。

（3） 手続き

ア 令和4年（2022年）3月に中学校等を卒業見込みの者（中等教育学校前期課程の場合は修了見込みの者）

（ア）中学校等の校長は、平成さくら支援学校長に対し、速やかに連絡を行うとともに「新型コロナウイルス感染症感染者等に対する特別措置願（様式20）」を申請期間に提出する。

（イ）平成さくら支援学校長は、承認の判断を在籍中学校等の校長に伝えるとともに、承認の場合は特別措置を行う。

イ 令和3年（2021年）3月以前に中学校等を卒業した者（中等教育学校前期課程の場合は修了した者）

（ア）出願者もしくはその保護者等が、直接、平成さくら支援学校に連絡するとともに「新型コロナウイルス感染症感染者等に対する特別措置願（様式20）」を提出する。その際、出身学校長証明欄への記載は不要とする。

（イ）平成さくら支援学校長は、承認の判断を出願者もしくはその保護者等に伝えるとともに、承認の場合は特別措置を行う。

（4） 申請期間

申請期間は、令和4年（2022年）2月18日（金）から2月22日（火）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日を

除く。

申請期間後に対象者が生じた場合は、検査当日の朝、出身中学校長は平成さくら支援学校に電話連絡をすること。ただし、令和3年（2021年）3月以前に中学校等を卒業した者（中等教育学校前期課程の場合は修了した者）は、出願者もしくはその保護者等が、直接、平成さくら支援学校に電話連絡すること。

1.4 特別な配慮を要する受検者への配慮事項

（1）配慮の内容

特別な配慮とは、在籍する中学校等で日常的に障がいに応じて適切に実施されているもののうち、平成さくら支援学校の教育の対象としている障がいに対して行う通常の配慮以外のものとする。

（2）手続きの方法等

ア 出身学校の校長は、障がい等により平成さくら支援学校が実施する方法では受検することが困難と認められる者が出願する場合には、速やかに平成さくら支援学校長へ口頭及び文書で連絡すること。

イ 平成さくら支援学校長は、出身学校の校長から連絡があった者のうち、受検することが困難と認められる者については、市教育委員会の承認を受けて、学習検査等の方法や会場等について適切な措置を講じるものとする。

1.5 海外帰国生徒等の取扱い

（1）出身学校の校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者が志願する場合には、速やかに平成さくら支援学校長へ口頭及び文書で連絡すること。

（2）平成さくら支援学校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者については、市教育委員会の承認を受けて、学習検査等の時間の延長など、学習検査等の方法や会場等について適切な措置を講じるものとする。

1.6 合格者の発表

（1）発表の日は、令和4年（2022年）3月7日（月）とする。

（2）平成さくら支援学校のホームページにて、受検番号で発表する。

1.7 二次募集

（1）二次募集の実施

合格者数が募集定員に満たない場合は、二次募集を実施するものとする。

（2）出願資格

二次募集に出願できる者は、平成さくら支援学校の「出願資格」に該当する者で、令和４年度（２０２２年度）熊本県公立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査、熊本県立ひのくに高等支援学校及び熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校専門学科入学者選抜検査、並びに熊本県公立特別支援学校高等部等入学者選抜検査（以下「本検査」という）のいずれかを受検した者で、出願時において、いずれの学校にも合格していない者とする。ただし、本検査で平成さくら支援学校入学者選抜検査を受検した者は、出願することはできない。

（３）募集人員

募集定員から合格者を減じた人数

（４）出願期間

出願期間は、令和４年（２０２２年）３月８日（火）から令和４年（２０２２年）３月１０日（木）までの間とし、毎日午前９時から午後４時までとし、最終日は正午までとする。

なお、郵送により出願する場合は、出願者の住所・氏名を記入し、８４円切手を貼った返信用封筒（定型）を同封のうえ、令和４年（２０２２年）３月１０日（木）正午までの必着となるよう投函すること。

（５）出願手続

ア 二次募集の志願者は、入学願（二次募集）（様式７に準拠して平成さくら支援学校長が定める）及び平成さくら支援学校長が必要とする書類を、出身学校の校長を経て、平成さくら支援学校長に提出（出願期間内に必着）し、二次募集受付票（様式９）を受領する。

イ 出願は、平成さくら支援学校に限る。

ウ 出身学校の校長は、当該出願者が本検査を受検した公立学校の校長に、検査成績証明書等送付願（二次募集）（様式１１）を提出する。（出願期間内に必着すること）

エ 上記アにおいて、郵送により提出する場合は、出身学校の校長及び平成さくら支援学校長は、次の手続きをとること。

（ア）出身学校の校長は、平成さくら支援学校長あてに入学願等を令和４年（２０２２年）３月１０日（木）正午までの必着となるよう投函するとともに、平成さくら支援学校長あてに入学願等のコピーを令和４年（２０２２年）３月１０日（木）正午までにファクシミリで送信すること。

（イ）（ア）で、出身学校の校長からのファクシミリを受け取った平成さくら支援学校長は、折り返し出身学校の校長あてに二次募集受付票をファクシミリで送信する。さらに、学習検査及び面接等のいずれも実施しない場合は、出願者に二次募集受付票を送付する。なお、学習検査及び面接等のいずれか又

は両方を実施する場合は、出願者に受付票を送付せず、当日、本人であることを確認のうえ、直接手渡すこと。

(ウ) (イ) で、平成さくら支援学校長から二次募集受付票のファクシミリによる送信を受けた出身学校の校長は、出願者に学習検査等の有無、日時を連絡するとともに、出願者に連絡がとれ次第、平成さくら支援学校長に連絡済みの電話連絡を行うこと。

オ 上記ウにおいて、郵送により提出する場合は、出身学校の校長は、当該出願者が本検査を受検した公立学校の校長あてに検査成績証明書等送付願（二次募集）（様式11）を令和4年（2022年）3月10日（木）正午までの必着となるよう投函するとともに、令和4年（2022年）3月10日（木）正午までに、検査成績証明書等送付願（二次募集）（様式11）をファクシミリで送信すること。

(6) 入学者選抜の方法

ア 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、平成さくら支援学校の教育に対する適性について判定し、平成さくら支援学校長が行う。

イ 二次募集を実施する場合、平成さくら支援学校長は、出願者に対して令和4年（2022年）3月14日（月）に、学習検査等及び面接等のいずれか又は両方を実施することができる。

なお、学習検査等は平成さくら支援学校で作成し、実施する。また、面接及び面談は前記12の（1）に準じて実施する。

出願者は、学習検査等の有無について二次募集受付票で確認するとともに、学習検査及び面接等のいずれか又は両方が実施される場合は、二次募集受付票を持参すること。（郵送による出願の場合を除く）

ウ 入学願等に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消すことがある。

(7) 選抜結果の通知

平成さくら支援学校長は、二次募集の選抜結果について、令和4年（2022年）3月16日（水）に出願者へ郵送で通知（様式15）するとともに、出願者の出身学校の校長へ通知（様式17）する。

1.8 二次募集の追加

(1) 二次募集の追加の実施について

二次募集の受検後にいずれの学校にも合格していない者がおり、二次募集の実施後もなお、合格者数が募集定員に満たない場合は、実施するものとする。

(2) 出願資格

二次募集の追加に出願できる者は、本要項の「1.7 二次募集」に基づき受検をし

た者で、いずれの学校にも合格していない者とする。また、平成さくら支援学校の「出願資格」に該当する者とするが、二次募集の追加への出願時までに、平成さくら支援学校の本年度の教育相談を受けることができていない者は、平成さくら支援学校への出願のための来校の際に、教育相談を併せて実施することとする。

なお、本検査（令和４年度（２０２２年度）熊本市立平成さくら支援学校入学者選抜検査をいう）及び二次募集で平成さくら支援学校入学者選抜検査を受検した者は、出願することはできない。

（３）募集人員

募集定員から二次募集を含む合格者を減じた人数

（４）出願期間

出願期間は、令和４年（２０２２年）３月１７日（木）、３月１８日（金）の２日間とし、１７日（木）は午前９時から午後４時まで、１８日（金）は午前９時から正午までとする。

（５）出願手続

ア 二次募集の追加の志願者は、入学願（二次募集の追加）（様式８に準拠して平成さくら支援学校長が定める）及び平成さくら支援学校長が必要とする書類を本人及び保護者が直接来校して平成さくら支援学校長に提出し、二次募集の追加受付票（様式１０）を受領する。

イ 出願は、平成さくら支援学校に限る。

ウ 出願時に面接等を実施する。

エ 出身学校の校長は、当該出願者が二次募集で受検した特別支援学校長に、検査成績証明書等送付願（二次募集の追加）（様式１２）をファクシミリで送信する。

（出願期間内に必着すること）

（６）入学者選抜の方法

ア 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、二次募集の追加を実施する平成さくら支援学校の教育に対する適性について判定し、平成さくら支援学校長が行う。

イ 入学願等に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消すことがある。

（７）選抜結果の通知

平成さくら支援学校長は、選抜結果について、令和４年（２０２２年）３月２２日（火）に出願者に郵送で通知（様式１６）するとともに、出願者の出身学校の校長へ通知（様式１８）する。

１９ その他

（１）入学者選抜事務処理要項は別に定め、平成さくら支援学校長に通知する。

- (2) 平成さくら支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成し、令和3年（2021年）11月18日（木）までに市教育委員会あて提出するとともに、令和3年（2021年）12月20日（月）から交付すること。
- (3) この要項に記載がないことがらについては、「令和4年度（2022年度）熊本市立高等学校入学者選抜要項」に準じて実施する。

＜参考資料＞ 学校教育法施行令

（視覚障害者等の障害の程度）

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なも
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメーターによる。

様式 1

受 付 番 号					
入 学 願					
貴校に入学したいので御許可くださいますようお願いいたします。 年 月 日 熊本市立平成さくら支援学校長 様					
志 願 者	ふりがな			保 護 者	氏 名
	氏 名				
	生年月日	年 月 日			
	生活の本 拠	都道府県	市 郡		都道府県 市 郡
学 歴 及 び 職 歴					
年 月 日		学校小学部 小 学 校 第 6 学年卒業			
年 月 日		学校中学部 中 学 校 第 1 学年入学			
年 月 日					
年 月 日					
この記載事項に相違ないことを証明します。 なお、貴校以外の公立高等学校及び特別支援学校高等部を志願しないことを証明します。 学校名 校長氏名 職印					

記入上の注意

- 1 「志願者」の「生活の本拠」欄は、番地まで記入すること。
- 2 「保護者」の「生活の本拠」欄は、都道府県市郡名を記入すること。
- 3 「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、事情がある場合は記入を要しない。なお、校長は平成さくら支援学校長に説明をすること。
- 4 入学志願者が成人のときは、「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄の記入は要しない。

様式 2

受 検 票		
受検番号		
学科・学級等		
ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日	
出身学校	学校名	
卒業年月	卒業・卒業見込み 年 月	
	修了・修了見込み	
検査場		
出身学校長職印	出願学校長職印	

＜記入上の注意＞

卒業・卒業見込み及び修了・修了見込みは、
該当のものを○で囲むこと。

〔熊本市教育委員会〕

様式 3

写 真 票
(写真)
受検番号
ふりがな 氏 名
出身学校

写真は、令和3年（2021年）

9月以降に撮影したもの（たて

5.0cmよこ3.5cm）で、脱帽、

正面、上半身のものとする。

〔熊本市教育委員会〕

熊本市立平成さくら支援学校入学志願についての証明書

〔熊本市外学校出身生徒用〕

本人	ふりがな 氏 名			
	生年月日	年	月	日
	出身学校	立	学校	年 月 卒業・卒業見込み
	現住所			
保護者	氏 名			
	現住所			
	本人との 関 係	本人の		
出願先学校名 (学科・学級)		熊本市立平成さくら支援学校 (普通科・一般学級)		
志願の理由 (具体的に) 				
上記のとおり相違なく、また、本人は熊本市立平成さくら支援学校以外の公立高等学校及び公立特別支援学校高等部に出願しないことを証明します。 令和 年 月 日 都道府県 市町村立 学校長 氏名 職印				

記入上の注意

卒業・卒業見込みは、該当のものを○で囲むこと。

※

出 願 変 更 願 (甲)

令和 年 月 日

熊本市立平成さくら支援学校長 様

受検番号	出 願 者
	ふりがな 氏 名 年 月 日 生

上記のとおり貴校に入学願を提出しましたが、下記のように出願変更したいのでお願いします。

記

学校名・学科名 〔学級名等〕	
-------------------	--

出願者氏名	
保護者氏名	

出身学校長 証明欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 令和 年 月 日 学校名 校長氏名 職印
--------------	--

記入上の注意

- 1 出願者が成人のときは、保護者氏名欄の記入は要しない。
- 2 ※印の欄は、出願者は記入しないこと。

※

出 願 変 更 願 (甲)

令和 年 月 日

熊本市立平成さくら支援学校長 様

受検番号	出 願 者
	ふりがな 氏 名 年 月 日 生

上記のとおり貴校に入学願を提出しましたが、下記のとおり出願変更したいのでお願いします。

記

学 校 名	学校
志 望 順 位	第 1 志望 本校 分教室 学科名[学級名等] 第 2 志望 本校 分教室 学科名[学級名等]

出願者氏名	
保護者氏名	

出身学校長 証明欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 令和 年 月 日 学校名 校長氏名 職印
--------------	--

記入上の注意

- 1 本校・分教室は、該当のものを○で囲むこと。
- 2 出願者が成人のときは、保護者氏名欄の記入は要しない。
- 3 ※印の欄は、出願者は記入しないこと。
- 4 志望順位について、不要な場合は斜線を引くこと。

※

出 願 変 更 願 (乙)

令和 年 月 日

熊本市立平成さくら支援学校長 様

受検番号	出 願 者
	ふりがな 氏 名 年 月 日 生

先に上記のとおり出願しましたが、下記のように出願変更したいのでお願いします。

記

学校名・学科名 [学級名等]	
-------------------	--

出願者氏名	
保護者氏名	

出身学校長 証明欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 令和 年 月 日 学校名 校長氏名 職印
出願学校長 証明欄	上記出願者の「出願変更願 (甲)」を受理したことを証明します。 令和 年 月 日 学校名 校長氏名 職印

記入上の注意

- 1 出願者が成人のときは、保護者氏名欄の記入は要しない。
- 2 ※印の欄は、出願者は記入しないこと。

※

出 願 変 更 願 (乙)

令和 年 月 日

熊本市立平成さくら支援学校長 様

受検番号	出 願 者
	ふりがな 氏 名 年 月 日 生

先に上記のとおり出願しましたが、下記のように出願変更したいのでお願いします。

記

学 校 名	学校												
志 望 順 位	<table border="1"> <tr> <td>第 1 志望</td> <td>本校</td> <td>分教室</td> </tr> <tr> <td>学科名[学級名等]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 志望</td> <td>本校</td> <td>分教室</td> </tr> <tr> <td>学科名[学級名等]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第 1 志望	本校	分教室	学科名[学級名等]			第 2 志望	本校	分教室	学科名[学級名等]		
第 1 志望	本校	分教室											
学科名[学級名等]													
第 2 志望	本校	分教室											
学科名[学級名等]													

出願者氏名	
保護者氏名	

出身学校長 証明欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 令和 年 月 日 学校名 校長氏名 職印
出願学校長 証明欄	上記出願者の「出願変更願 (甲)」を受理したことを証明します。 令和 年 月 日 学校名 校長氏名 職印

記入上の注意

- 1 本校・分教室は、該当のものを○で囲むこと。
- 2 出願者が成人のときは、保護者氏名欄の記入は要しない。
- 3 ※印の欄は、出願者は記入しないこと。

様式 7

受 付 番 号						
入 学 願 (二 次 募 集)						
貴校に入学したいので、御許可くださいますようお願いします。 なお、私は二次募集の出願資格を満たしています。 年 月 日 熊本市立平成さくら支援学校長 様						
志 願 者	ふりがな			保 護 者	氏 名	
	氏 名				生活の 本 拠	都道 府県 市 郡
	生年月日	年 月 日				
	生活の 本 拠	都道 府県	市 郡			
学 歴 及 び 職 歴						
年 月 日			学校小学部 第 6 学年卒業 小 学 校			
年 月 日			学校中学部 第 1 学年入学 中 学 校			
年 月 日						
年 月 日						
本検査受検校	学校		本検査受検番号			
本検査で受検した第一志望 の課程及び学科・コース	全日制 定時制	課 程	科	学 級 コ ー ス		
この記載事項に相違ないことを証明します。 学校名 校長氏名 職印						

記入上の注意

- 「志願者」の「生活の本拠」欄は、番地まで記入すること。
- 「保護者」の「生活の本拠」欄は、都道府県市郡名を記入すること。
- 「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、事情がある場合は記入を要しない。なお、校長は平成さくら支援学校長に説明をすること。
- 入学志願者が成人のときは、「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄の記入は要しない。
- 「本検査」とは、令和 4 年度（2022 年度）熊本県公立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査、熊本県立ひのくに高等支援学校及び熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校専門学科入学者選抜検査、並びに熊本県公立特別支援学校高等部等入学者選抜検査をいう。
- 学習検査及び面接又は面談の有無については、二次募集受付票で確認すること。

様式 8

受 付 番 号			
入 学 願 (二 次 募 集 の 追 加)			
貴校に入学したいので、御許可くださいますようお願いします。 なお、私は二次募集の追加の出願資格を満たしています。 年 月 日 熊本市立平成さくら支援学校長 様			
志 願 者	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	生活の 本 拠	都道 府県	市 郡
		保 護 者	氏 名
			生活の 本 拠
			都道 府県
			市 郡
学 歴 及 び 職 歴			
年 月 日		学校小学部	第 6 学年卒業
年 月 日		小 学 校	
年 月 日		学校中学部	第 1 学年入学
年 月 日		中 学 校	
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
二次募集受検校	学校	二次募集受検番号	
二次募集で受検した学科 及び学級	科	学 級	
この記載事項に相違ないことを証明します。 学校名 校長氏名 職印			

記入上の注意

- 「志願者」の「生活の本拠」欄は、番地まで記入すること。
- 「保護者」の「生活の本拠」欄は、都道府県名を記入すること。
- 「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、事情がある場合は記入を要しない。なお、校長は平成さくら支援学校長に説明をすること。
- 入学志願者が成人のときは、「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄の記入は要しない。

二 次 募 集 受 付 票

受付番号	
ふりがな 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
出 身 学 校	
学習検査の有無	有 [日時] 無 [場所]
面接又は 面談の有無	有 [日時] 無 [場所]

令和 年 月 日

熊本市立平成さくら支援学校長

氏 名

職印

記入上の注意

学習検査等が実施される場合は、本票を持参すること。

二 次 募 集 の 追 加 受 付 票

受付番号	
ふりがな 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
出 身 学 校	

令和 年 月 日

熊本市立平成さくら支援学校長

氏 名

職印

記入上の注意

学習検査等が実施される場合は、本票を持参すること。

検査成績証明書等送付願（二次募集）

令和 年 月 日

熊本市立平成さくら支援学校長 様

出身学校名

校長氏名

職印

下記の者が、二次募集に出願しますので、本人の検査成績証明書、調査書の写し及び写真票を、出願先の特別支援学校長あて送付くださるようお願いいたします。

記

本 検 査 受 検 番 号		
本 検 査 受 検 者 氏 名		
二 次 募 集	出 願 学 校 名	学校
	出願学科名（学級名等）	（ ）

検査成績証明書等送付願（二次募集の追加）

令和 年 月 日

熊本市立平成さくら支援学校長 様

出身学校名

校長氏名

職印

下記の者が、二次募集の追加に出願しますので、本人の検査成績証明書、調査書の写し及び写真票を、出願先の特別支援学校長あて送付くださるようお願いいたします。

記

二次募集受検番号		
二次募集受検者氏名		
二 次 募 集 の 追 加	出 願 学 校 名	学校
	出願学科名（学級名等）	（ ）

選 抜 結 果 通 知 書

令和 年 月 日

学校長 様

熊本市立平成さくら支援学校長

氏 名

職印

このことについては、下記のとおりです。

記

合格者

学科等	受検番号	氏 名

不合格者

学科等	受検番号	氏 名

選 抜 結 果 通 知 書

令和 年 月 日

受付番号

氏 名 様

熊本市立平成さくら支援学校長

氏 名

職印

このことについては、下記のとおりですので、お知らせします。

記

学 校 名 熊本市立平成さくら支援学校

学 科 名 普通科

学級等名 一般学級

結 果 合格（不合格）

二次募集選抜結果通知書

令和 年 月 日

受付番号

氏 名 様

熊本市立平成さくら支援学校長

氏 名

職印

このことについては、下記のとおりですので、お知らせします。

記

学 校 名 熊本市立平成さくら支援学校

学 科 名 普通科

学級等名 一般学級

結 果 合格（不合格）

二次募集の追加選抜結果通知書

令和 年 月 日

受付番号

氏 名 様

熊本市立平成さくら支援学校長

氏 名

職印

このことについては、下記のとおりですので、お知らせします。

記

学 校 名 熊本市立平成さくら支援学校

学 科 名 普通科

学級等名 一般学級

結 果 合格（不合格）

二次募集選抜結果通知書

令和 年 月 日

学校長 様

熊本市立平成さくら支援学校長

氏 名

職印

このことについては、下記のとおりです。

記

合格者

学科等	受付番号	氏 名

不合格者

学科等	受付番号	氏 名

二次募集の追加選抜結果通知書

令和 年 月 日

学校長 様

熊本市立平成さくら支援学校長

氏 名

職印

このことについては、下記のとおりです。

記

合格者

学科等	受付番号	氏 名

不合格者

学科等	受付番号	氏 名

熊本市立平成さくら支援学校入学志願許可願

[熊本県、他県（都・道・府）及び政令指定都市教育委員会用]

文書番号

令和 年 月 日

熊本市教育長 様

県（都・道・府）・市 教育委員会教育長

このたび、下記の生徒が熊本市立平成さくら支援学校を志願しておりますので、受検を許可くださるようお願いします。

記

本人	ふりがな 氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	出身学校	立 学校	年 月 卒業・卒業見込み
	現住所		
保護者	氏 名		
	現住所		
	本人との関係	本人の	
出願先学校名 (学科・学級)		熊本市立平成さくら支援学校（普通科・一般学級）	
許可を必要とする事由			

記入上の注意

卒業・卒業見込みは、該当のものを○で囲むこと。

新型コロナウイルス感染症感染者等に対する 特別措置願

年 月 日

熊本市立平成さくら支援学校長 様

入学志願者氏名

年 月 日生

保護者（代理人）氏名

印

下記により、令和4年度（2022年度）熊本市立平成さくら支援学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症感染者等に対する特別措置の適用をお願いします。

記

1 特別な措置を必要とする理由	
項 目	チェック欄 (該当項目に○)
(1) 新型コロナウイルス感染症患者と診断され、学習検査等当日が就業制限の期間内にある。	
(2) 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない。	
(3) 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、学習検査等当日が感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間以内にある。	
(4) 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする。	
(5) (1)～(4)以外に、熊本市立の中学校等に在籍する生徒については「令和2年（2020年）8月27日付け教政発第298号「新型コロナウイルス感染症に関する概況を踏まえた対応について（通知）」「令和2年（2020年）11月17日付け教政発第457号「新型コロナウイルス感染リスクレベルの見直しについて（通知）」、熊本市立以外の中学校等に在籍する生徒については「新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準」に基づき、出身学校で出席停止の期間内にある。	
2 志願者の現在の状況	

出身学校長
証明欄

この記載事項に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

学校名

校長氏名

職印

※令和3年（2021年）3月以前に中学校等（義務教育学校、特別支援学校中学部、中等教育学校前期課程を含む）を卒業した者（中等教育学校前期課程の場合は修了した者）については、学校長の証明欄は記載不要

新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施について

入学者選抜においては、十分な感染拡大防止対策を講じた上で学習検査等を実施し、受検機会の確保を図るものとする。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）を徹底的に回避すること、また、受検生や学習検査等の監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に学習検査等実施体制を整えること。

本選抜要項を踏まえ、平成さくら支援学校にあっては各学習検査等の会場の衛生管理体制の構築に当たり、出身中学校長等にあっては受検生に対して適切に対応すること。

なお、今後の感染状況の見通しを含む様々な状況等に応じて、改めて本要項の内容について検討し、必要な更新・修正等の対応を行うこととする。

1 学習検査等の会場の衛生管理体制等の構築

入学者選抜検査を実施する平成さくら支援学校は、学習検査等の会場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、検査当日、検査終了後のそれぞれの時点で実施すること。

（1）事前の準備

ア 検査室の座席間の距離の確保

学習検査等の会場ごとに、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、受検生間（左右は肩と肩、前後は胸と背中）に原則1メートル以上の間隔を確保すること。（P. 39 例1参照）

イ 受検生控室の確保

学習検査等の実施方法によって、受検生控室を確保する必要がある場合には、本実施要項で示す様々な感染症対策を講じるとともに、控室内の飲食（必要な水分補給を除く）や会話等感染リスクの高い行為は控えることを記載した視覚的にわかりやすい案内紙を掲示するなど、受検生への注意喚起を行うこと。

ウ マスク、速乾性アルコール製剤の準備

学習検査等の会場内における飛沫感染防止のためのマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。ただし、特別な事情により、マスクの着用が困難な受検生においては、別室での受検を考慮すること。（詳細は1（1）オを参照）また、学習検査等の会場入口や検査室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。なお、不足が生じないように、計画的に準備を進めること。

エ 学習検査等の監督者等の体調管理等

当日学習検査等業務に携わる学習検査等の監督者等については、検査前7日程度を目安に、各自で毎朝の検温の結果等を記録すること。体調不良者がいた場合は、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

オ 別室の確保

以下の（ア）～（カ）の対象者については、基本的にそれぞれ別室を想定しておくこと。ただし、（エ）～（カ）については、受検生の状況によっては一つの検査室でもかまわない。

別室においては、2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、可能であれば保健室から近い方が望ましい。

なお、本人には発熱等はないものの、家族や引率者等に発熱・咳等症状のある者については必要に応じて考慮すること。

（ア）体調不良者（通常の疾患やけが等）

（イ）インフルエンザ等感染症感染者（新型コロナウイルス感染症感染者以外）

（ウ）当日発熱・咳等の症状のある者

（エ）特別の事情によりマスクの着用が困難な者

（オ）医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があつたりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者

（カ）学校が教育の対象としている障がいに対して行う通常の配慮以外の合理的配慮を要する者

カ 検査室の清掃及び机、椅子の消毒

検査前日は検査室の清掃を十分に行うこと。学習検査等前日（学習検査等の前日が休業日の場合は、学習検査等の実施日2日前まで）に次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）又はアルコール消毒液を使用して、机、椅子の拭き取りを行うこと。また、学習検査等の日程が連続する場合には、当日の学習検査等終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。なお、トイレ、手すりについても、同様の対応をすること。

学習検査等開始前の72時間以内に、生徒、職員等の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること。

キ 面接及び個別検査、実技検査の実施

受検生同士及び評価者との距離は、面接については原則2メートル以上、個別検査については原則1メートル以上を確保し、気候上可能な限り常時ドアを開放しておくこと。困難な場合はこまめに換気（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）を行うこと。（P. 39 例2、例3参照）

実技検査については、原則として身体接触を伴う実技は行わないこととし、発

声を伴う作業報告などについては、接触及び飛沫による感染防止対策を講じた上で、個別に実施すること。器具や用具を共用で使用する場合は、受検生に、使用前後の手洗い及び手指消毒を行わせるとともに、使用毎に器具等の消毒を行うこと。

ク 集合時及び学習検査等の会場への入場方法の検討

集合時、やむを得ず一堂に集合させる場合は、受検生同士の間に1メートル以上の間隔を取り、会話を控えさせ、十分に換気を行うこと。また、入場開始時間を早めることなどにより、学習検査等開始までの時間に余裕を持たせるとともに、受検番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

ケ トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す視覚的に分かりやすい案内紙を掲示したり、声を掛けるなどすること。可能な範囲でトイレのための休憩時間の確保について工夫すること。また、トイレ内についても換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受検生に対し、検査運営上、可能な限り、トイレを別に確保すること。

コ 学習検査等終了時の検査室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各検査室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

サ 引率者等控室の設置

学習検査等の会場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受検以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、引率者等控室については受検生と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。（詳細は1（2）ア～ウを参照）

なお、引率者等に発熱、咳等の症状がある場合は入場を認めず、自家用車等での待機とすること。

シ 学習検査等の監督者等に対する感染対策

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を

予防する「新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避すること。マスク着用にあたっては、フェイスシールドやマウスシールドのみは認めないこととするが、聴覚障がい者等である受検生に対して口唇を示す必要がある監督者等、特に必要がある場合には、身体的距離を2 m以上確保した上で認めることとする。

また、インフルエンザ等の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

ス 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合に備え、学習検査等の会場ごとの受検生リストを作成しておくこと。

(2) 検査当日の対応

ア マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、学習検査等の会場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。ただし、特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、出身中学校長等を通じて受検する特別支援学校に申し出ること。

マスクの着用にあたっては、英文字や地図等がプリントされているマスク等や、音が出る等、他の受検者への影響を及ぼす機能のついたマスクは着用しないこと。

また、フェイスシールドやマウスシールドの着用のみは認めない。ただし、聴覚障がいのある受検生等においては、状況に応じてフェイスシールドやマウスシールドのみの着用を認める。また、休憩時間や昼食時等については他者との接触、会話を控えるよう指示すること。

イ 学習検査等の会場入場前の対応

非接触体温計などによる検温を行い、発熱がある場合は、受検生の体調を十分確認のうえ、別室での受検、特別措置の申請等の対応を検討すること。

ウ 検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。学習検査等の監督者等についても同様とする。

エ 発熱・咳等の症状のある受検生への対応

検査開始前に発熱・咳等の症状の有無を学習検査等の監督者より確認し、発熱・咳等の症状のある受検生（1（1）オ（ウ））がいた場合には、本人の申出の有無にかかわらず、別室での受検等を提示すること。受検生が医療機関を受診していない場合は、他の別室と分けて検査室を確保し、状況について出身中学校長等に連絡すること。

検査中、明らかに激しい咳を何度もしているなどの症状があり、他の受検生に

影響があると学習検査等の監督者が判断した場合は、学習検査等の会場本部に連絡の上、その受検生の受検を中断し、別室での受検に切り替えること。

オ 体調不良の学習検査等の監督者等への対応

当日学習検査等業務に携わる学習検査等の監督者等に体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

カ 換気の実施

可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、各学習検査等（1教科）終了ごとに、できるだけすべての窓を、少なくとも10分以上開放すること。また、検査室のドア等を介した間接的な接触を回避するため、学習検査等の実施上、支障のない範囲で受検生が利用するドアの常時開放等の工夫をすることが望ましい。

キ 昼食時の対応

昼食時の受検生同士の会話、接触を最大限に抑制する観点から、食事用控室の開放等は行わず、受検生には昼食持参と学習検査等における指定した席での食事を指示すること。

ク 学習検査等終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、学習検査等の会場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受検生への周知を行うこと。

（3）学習検査等終了後

ア 学習検査等の監督者等の健康観察

当日学習検査等業務に携わった学習検査等の監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを指示し、体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

イ 検査室の机、椅子の消毒

各日の学習検査等終了後、次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）又はアルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと。なお、検査に使用した道具、トイレ、手すりについても、同様の対応をすること。

ウ 保健所等の行政機関への協力

学習検査等終了後に、受検生や学習検査等の監督者等の新型コロナウイルス感染が判明した場合には平成さくら支援学校は、すみやかに域内の保健所及び市教育委員会総合支援課に連絡すること。また、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

2 受検生及び保護者に対する要請事項

学習検査等の会場における感染拡大を防止し、受検生自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、出身中学校長等はあらかじめ受検生及び保護者に次の点を周

知しておくこと。

(1) 感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、毎朝、体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。

(2) 医療機関での受診

受検生は、検査前の2週間以内に発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと。

(3) 受検できない者

受検生の安全・安心の確保、感染拡大防止の観点から、次のア～エに該当する者については受検を認めない。

ただし、「13新型コロナウイルス感染症感染者等に対する特別措置」の申請を可能とする。

ア 新型コロナウイルス感染症と診断され、学習検査等当日が就業制限の期間内にある者

イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者

ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者で、学習検査等当日が感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間以内にある者（無症状の濃厚接触者も含む）

エ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者

(4) 学習検査等当日における対応

発熱・咳等の症状のある受検生は、その旨を学習検査等の監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、学習検査等の会場では、写真票との照合等、受検生本人確認の際及び昼食時以外は常に着用すること。フェイスシールドやマウスシールドの着用をみの受検は認めない。ただし、聴覚障がいのある受検生等においては、状況に応じてフェイスシールドやマウスシールドのみの着用を認める。

特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、出身中学校長等を通じて平成さくら支援学校に申し出ること。また、休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を控えること。

発熱・咳等の症状がある引率者等の入場は認めないこと。

(5) 学習検査等当日の服装、昼食

学習検査等当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、昼食が必要な日は持参し、学習検査等にお

ける指定された席で食事をとること。

また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

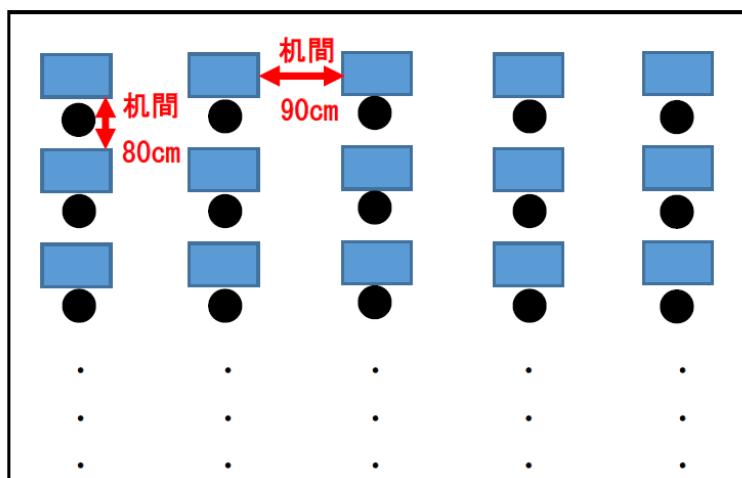
(6) 予防接種

インフルエンザ等の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

(7) 「新しい生活様式」等の実践

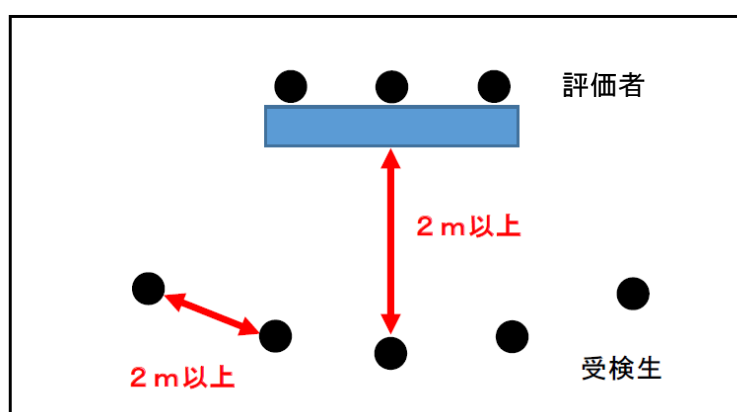
日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、体調管理に心がけること。

例 1：学力検査等教室



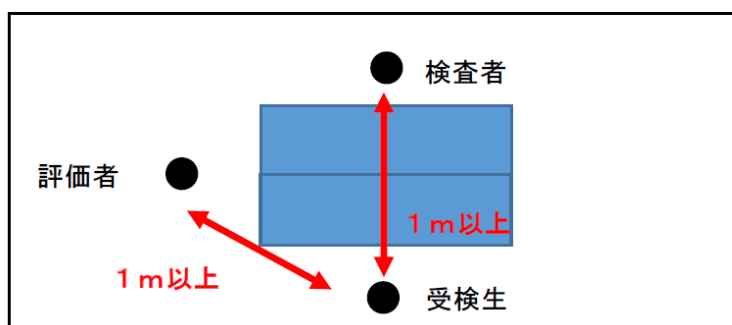
※受験生間が1 m以上となるよう、図のように机間距離を少なくとも左右90cm、前後80cm確保すること。

例 2：面接・面談時



※受験生同士及び評価者との距離 2 m以上確保すること。

例 3：個別検査時



※検査者及び評価者との距離 1 m以上確保すること。